古物営業者の皆さんへ重要なお知らせ

平成30年4月25日に「古物営業法の一部を改正する法律」(平成30年法律 第21号。以下「改正法」という。)が公布されました。

この法律は下記のとおり2段階施行になります。

- 平成30年10月24日施行(1段階目)
 - 営業制限の見直し

現在は、営業所又は相手方の住所等以外の場所で、買受け等のために古物商以外の者から古物を受け取ることができませんが、施行後は、事前に公安委員会に日時、場所を届出すれば仮設店舗でも古物を受け取ることができるようになります。

- 簡易取消しの新設

現在は、古物商が3ヶ月以上不在の場合、公安委員会が聴聞を実施 し、許可の取消しを行っていますが、施行後は、古物商等の所在を確 認できない場合には、公安委員会が公告を行い、30日を経過して申出 等がなければ許可の取消しができることになります。

・ 欠格事由の追加

現在の欠格事由に加え、暴力団やその関係者、窃盗罪で罰金を受けた者も欠格になります。現在、許可を受けている方も対象となりますので、該当する場合は、許可の取消しになる可能性があります。

- 令和2年4月1日施行(2段階目)
 - 許可単位の見直し

現在の都道府県ごとの許可から主たる営業所の所在地の公安委員会の許可に変更になります。

必ずお読みください。(重要)

<u>令和2年3月31日まで</u>に、次の手続きを行っていないと、現在所持している許可が失効し、それ以降営業すると無許可営業になります。

令和2年4月1日以降も<u>営業を継続する方は、必ず下記の手続きを実</u> 施してください。

- 平成30年10月24日から<u>令和2年3月31日まで</u>の間に主たる営業 所を管轄している警察署に、必ず<u>主たる営業所等の届出書</u>を提出 してください。
 - ※ 複数の都道府県で許可を受け、それぞれの都道府県に営業所を設けている方は、主となる営業所のある管轄警察署に届出をすれば、他の府県に届出は不要です。
 - ※ 主たる営業所等の届出は、営業所が京都府内にしかない 方や、営業所が1店舗しかない方も対象になります。 つまり、現在許可を受けている方全員が対象になります。
 - ※ 届出を行っていなければ、改正法の全面施行日(令和2 年4月1日)をもって現在の許可は失効します。
- ★ 詳しいことは、下記までお問い合わせください。
 - · 京都府警察本部 生活安全企画課 許可等事務審査室 防犯営業係 ☎075-451-9111
 - 営業所を管轄する警察署の生活安全課